

がん診療連携拠点病院等の役割等について（案）

がん患者が、進行・再発といった様々なかんの病態に応じて、安心・納得できるがん医療が受けられるようにするために、前回の議論等を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。

1. すべてのがん診療に携わる医療機関

(1)課題

がん患者や家族の意向を踏まえ、住み慣れた地域での療養を行うためには、がん診療連携拠点病院のみならず、すべてのがん診療に携わる医療機関において、適切ながん医療が行われることが重要である。

今後、高齢化によるがん患者数の増加等も見込まれ、がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）と地域の医療機関のより一層の連携が重要である。

(2)今後

すべてのがん診療に携わる医療機関において、がんに係る標準的治療等を提供し、必要に応じてがん診療連携拠点病院と連携することが望ましい。また、治療の初期段階からの緩和ケアについて、医師等が理解して対応することが望ましい。

2. 地域がん診療連携拠点病院

(1)これまでの役割

我が国に多いがん等について専門的ながん医療の提供を行い、地域におけるがん診療の連携協力体制を構築し、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行う、2次医療圏におけるがん診療連携の拠点病院

(2)課題

～地域がん診療連携拠点病院間において病院の質に幅があり、全体としてがん診療の質の向上を図る必要があるのではないか。また、研修の実施や病病連携・病診連携等、地域全体のがん診療の質の底上げに取り組む地域がん診療連携拠点病院を、評価すべきではないか。

2次医療圏に概ね1箇所の指定を行うことについては、がん患者数や患者の受療動向等地域の実情を踏まえ、都道府県で柔軟に対応できるようとの要望がある。また、未だ約3分の1の2次医療圏においてがん診療連携拠点病院が整備されておらず、病病連携・病診連携が必ずしも進んでいない地域がある可能性がある。

(3) 今後

① 地域がん診療連携拠点病院の役割等

地域がん診療連携拠点病院においては、従来どおり、我が国に多いがん等の患者に対して集学的治療を行うとともに、チームによる緩和ケアを外来等においても実施する。ただし、一定規模以上の患者を診療することや、がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることについて新たな要件とし、地域がん診療連携拠点病院の質の向上を図ってはどうか。また地域連携クリティカルパスの運用や地域における研修、医師等からの相談への対応等、地域連携の取組を評価することとしてはどうか。さらに、再発がん等についても対応することが望ましいこととしてはどうか。

② がん診療連携拠点病院の配置について

(案1) 二次医療圏に概ね1箇所がん診療連携拠点病院を整備することを目標とすることとしてはどうか(従来どおり)。但し、要件を満たす病院がない二次医療圏については、次項③「準がん診療連携拠点病院」を新たに設置してはどうか。

(参考)

これまでどおりの目標	
メリット	デメリット
地理的条件や交通事情等を考慮した二次医療圏に一箇所がん診療連携拠点病院を整備することは、医療の均等化に資する	非都心部から都心部への人口移動が進む中、空白の医療圏において拠点となる病院を整備することは厳しい状況であり、むしろ拠点となる病院と空白の医療圏における医療機関の連携を如何に進めていくかが課題

(案2) 人口、医療機関間連携の状況、患者の受療行動等を勘案し、都道府県において弾力的にがん診療連携拠点病院の配置を検討することとしてはどうか。

(参考)

弾力的な配置	
メリット	デメリット
要件を満たす拠点病院を中心とした区域を設定することにより、圏内の地域連携を加速化させることが期待できる	<ul style="list-style-type: none">将来的な設置数が不明がん診療連携拠点病院へのアクセスについて、都道府県格差や医療圏格差が生じる可能性がある

③ 準がん診療連携拠点病院の設置

②に示す医療圏内において要件を満たす病院の整備ができない場合

のみを対象とし、地域連携の拠点となる準がん診療連携拠点病院も例外的に指定できることとし、相談支援機能及び院内がん登録を行うこととしてはどうか。なお、準拠点病院において提供すべきがん診療の範囲（集学的治療やチームによる緩和ケア等）について、どのように考えるか。

3. 都道府県がん診療連携拠点病院

(1)これまでの役割

都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う（都道府県に1箇所整備）

(2)課題

ドラッグラグ解消に資する取組を、がん診療連携拠点病院においても行うべきではないか。

（参考）

中医協においては、海外で一定の実績があり、医療上の必要性の高い、国内未承認薬や適応外薬を用いる技術等について、現行の保険外併用療養費の運用の見直しについて議論を行っており、抗がん剤に係るものについては、対象となる医療機関群の例として都道府県がん診療拠点病院等が例として掲げられているところ。また、医療イノベーション会議においては、全国臨床研究ネットワークの立ち上げ（当面はがん分野について、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を活用して実施）が議論されているところ。

(3)今後

都道府県がん診療連携拠点病院においては、以上の地域がん診療連携拠点病院の役割に加えて、がん対策診療連携協議会の設置、地域がん診療連携拠点病院への情報提供等を行うことについて、従来どおりとしてはどうか。さらに、ドラッグラグ解消に資するため、臨床研究の推進を担うことを、新たな要件としてはどうか。

なお、相談機能については、別途がん対策推進協議会において集中審議を行うこととする。

また、がん診療連携拠点病院の評価や財政措置については、がん診療連携拠点病院の役割や機能等についての整理が行われた上で検討を行う。

拠点病院整備指針に定める主な指定要件（現状）

国立がん研究センター		都道府県がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院
位置付け	我が国のがん対策の中核的医療機関	都道府県に1カ所整備	2次医療圏に1カ所整備
役割	<ul style="list-style-type: none"> ①我が国全体のがん医療の向上を牽引 ②全ての拠点病院への診療支援、情報発信 ③がん医療専門の医師及び医療従事者の育成 	<p>地域拠点病院の役割に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域拠点病院への診療支援、情報発信 ②がん医療専門の医師及び医療従事者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ①我が国に多いがんについて専門的がん医療の提供 ②がん診療の連携、がん患者への相談支援及び情報提供
地域連携	①病病連携、病診連携（地域連携クリティカルパス等）	<ul style="list-style-type: none"> ①病病連携、病診連携（地域連携クリティカルパス等） ②がん対策診療連携協議会の設置 ③地域拠点病院への情報提供、症例相談、診療支援、医師派遣に係る調整等 ④セカンドオピニオン、地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有等 	①病病連携、病診連携（地域連携クリティカルパス等）
指定要件	診療	<ul style="list-style-type: none"> ①我が国に多いがん等についての集学的治療の提供 ②緩和ケア提供体制の整備 ③診療従事者の配置 ④治療機器等の設置（リニアックや外来科学療法室等） ⑤放射線治療部門及び化学療法部門の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ①我が国に多いがん等についての集学的治療の提供 ②緩和ケア提供体制の整備 ③診療従事者の配置 ④治療機器等の設置（リニアックや外来科学療法室等）
	研修	①研修（緩和ケア、早期診断等）	
	情報の収集提供	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援センター ②院内がん登録など 	
備考			※特定機能病院は、放射線治療部門及び化学療法部門の設置等も必要

がん診療連携拠点病院制度概念図（今後） (たたき台)



